

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅からの避難が困難であったため、自宅での屋内退避生活を強いられた亡父(申立人ら及び亡母が相続)及び亡母(申立人らが相続)について、いずれも要介護の状態であったことを考慮して、平成23年3月から平成24年8月まで各自月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償(ただし、いずれも既払金を控除した額。)が認められた事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1及び申立人X2(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

1. 亡A(以下「被相続人A」という。)が平成28年4月〇日に死亡し、申立人X1、申立人X2、及び亡B(以下「被相続人B」という。))が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
2. 申立人らの知る限り、申立人X1、申立人X2及び被相続人Bが、被相続人Aの全相続人であること。
3. 被相続人Bが、平成29年11月〇日に死亡し、申立人X1及び申立人X2が、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
4. 申立人らの知る限り、申立人X1及び申立人X2が、被相続人Bの全相続人であること。

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### 1. 損害項目

(1) 被相続人Aについての損害 日常生活阻害慰謝料(要介護等)	16万円
(2) 被相続人Bについての損害 日常生活阻害慰謝料(要介護等)	36万円
(3) 計	52万円

##### 2. 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年8月末日

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金52万円の支払義務があることを認める。

#### 第4 支払方法

（省略）

#### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年8月25日

（仲介委員 高橋 一郎）